

資料 1

提供年月日	平成23年4月25日
担当部課	政策調整部企画調整課
担当者	飯田
連絡先	077-587-6039

野州市工業振興助成制度の検証結果について

野州市工業振興助成制度については、市内の工業の振興と雇用の創出を目的に、平成17年3月「野州市工業振興条例」を制定し、企業の用地取得や建築・設備投資に対する経費の20%助成や従業員を新規雇用した場合にかかる経費などに対し、助成してきたところである。

この制度は、平成17年度から19年度の3年間申請を受け付け、23事業者の活用があり、助成金総額で約15億円の助成措置を決定した。しかし、制度設立当初から当初予算で十分な財源確保ができず、補正予算に頼った交付計画となっていたことから、助成金の交付計画などが不明確であった。その結果、平成22年度末現在で約6億円が未交付となっており、制度の検証を実施したものである。

【検証結果】 ※税収増による財政安定化に向けた制度として検証した結果

- 企業の用地取得については、直接的な固定資産税の増収にはつながりにくいため、助成金の回収を見込むことは困難であり、助成の対象とすべきではなかった。
- 税の増収を見込んで助成金を全額回収する場合は、助成率を10%程度とすべきであった。
- 高い助成率を設定する場合は、助成金の上限額を低く設定(5000万円程度)すべきであった。
- 助成金の今後の交付について、公平性と透明性の観点から計画を示すべきである。

1. 制度の効果と課題について

【効果】

- ・市外事業者5社が操業を開始することとなり、法人市民税納税義務者の拡大につながった。
 - ・事業者の施設や設備投資に対する意欲が高まり、固定資産税の増収につながっている。
- 助成金総額 1,545,830千円
○助成効果(増収)額 1,470,312千円 (平成22年度末現在)
○今後の増収見込額 90,290千円/年 (償却資産相当分を除く)

※助成効果額の算定方法

- ・固定資産税額のうち、家屋及び償却資産相当分を対象とする。(土地は除く)
- ・助成が決定された翌年の課税分から効果額の対象とする。
- ・平成16年度固定資産税額を基準値とし、効果対象となる税の増額分を算入。
- ・市外から操業開始した事業者に限り、法人市民税を算入。

【課題】

- ・助成金の交付について、5ヵ年(H19~H23)での交付計画が立てられたが、平成21年度以降は計画どおりに交付することが困難となった。
- 助成金未交付額 595,660千円 (平成22年度末現在)
- ・税の増収と助成金の関係について、助成金総額はほぼ回収されているが、これは一部の企業の設備投資によって回収できたものであり、事業者を個別で見えていくと約10億4千万円(環境関連事業助成金を除く)が回収できていない。
- 助成金総額より効果額が上回っている事業者 … 2社(23社中)
○助成金の回収見込みが20年を超える事業者 … 11社(23社中) *平成22年度末時点

2. 助成金回収の考え方について

【当初の見込】

- ・土地5億円、建築設備5億円、環境関連事業など6千万円を新設投資した場合の税収予想と回収期間の見込み
⇒税収予想は、固定資産税、法人市民税、間接的な従業員の住民税の税収増を見込む。
⇒固定資産税1500万円、法人市民税300万円、住民税100万円として、約2000万円の増収。
⇒助成金額を約2億円とすると、10年程度で回収が可能。

【今回の検証】

○用地取得助成金

- ・民間所有の土地取得に対する助成については、納税義務者が交代するだけであるため、直接的な税収増加につながらず助成金の回収は期待できない。
- ・市外から新規で事業者が操業開始した場合は、法人市民税が期待できる。

○建築・設備費助成金

- ・建築や設備に対する助成については、固定資産税(家屋相当分、償却資産相当分)の増収が期待できる。
- ・助成金の全額回収について、固定資産税家屋相当分で24年以上かかる見込み。償却資産については、全額回収することは困難である。

*家屋相当分の回収について

投下資本額の6割程度を固定資産税の課税標準額と考えた場合、投下資本額20%の補助に対し、固定資産税では課税標準額に1.4%課税することになるので、回収期間は約24年以上となる。

*償却資産相当分の回収について

償却資産の法定耐用年数が5年(減価率0.369)の資産を5年間使用した場合、固定資産税5年分で約2.8%分課税することとなり、助成金を14%程度回収できる。法定耐用年数が10年(減価率0.206)の資産を10年間使用した場合は、約5.5%分の課税により助成金を27.5%程度回収できる。この結果、20%分全額を回収することはほぼ不可能と考えられる。

- ・5億円以上の投資があった場合については、助成限度額が1億円であるため、固定資産税の税収増効果が大きくなり、回収期間を短縮できる。

○雇用促進助成金

- ・市民雇用を促進させるための施策であるため、直接的な回収を見込むことは難しい。
- ・障がい者雇用に対する優遇措置(10万円の加算)についても、回収を想定したものではない。
- ・間接的に住民税の税収増を見込むことは可能であるが、非課税者が納税者になった場合にのみ期待できるものであり、1人あたり10万円の助成金の回収は容易ではない。
- ・なお、市民税が10万円(県民税を除く)となる目安は、単身者が年収300万円程度の場合。

○環境関連事業助成金

- ・市の環境施策を市内事業者に促進するために実施したので、回収は想定していない。

【近隣市との比較】 *H18.3時点

- ・投下固定資産額を基準にした助成の場合、助成率を10%としている。〈大津市、草津市、守山市〉
- ・上記の助成の場合、投下固定資産のうち土地に関する経費は除いている。〈大津市、草津市〉
- ・用地取得の助成について、取得費の5%の助成(限度額なし)を実施している。〈甲賀市〉
- ・工場等の建設助成について、当該固定資産税等の相当額の助成とし、助成期間を3年～5年としている。〈大津市、草津市、彦根市〉
- ・助成限度額は1億円～3億5千万円とし、交付期間は2年～5年としている。

参考

●制度策定に至った背景

- ・企業誘致施策に対する注目が全国的に高い時期であった。
- ・市内に民間が所有する大規模な工業団地等が3箇所あり、その活用に行き詰っていた。
- ・市内企業からのニーズもあり、景気刺激対策や撤退防止対策としての支援が必要であった。
- ・市の環境施策を市内事業者に促進する必要性を感じていた。
- ・近隣市(草津市、守山市)でも、助成制度を設置するという情報を得ていた。

●制度策定時及び見直し時における課題等

- ・助成金の財源に対する検討や助成金回収シュミレーションが明確にされていない。
- ・当初予定していた審査会設置の取りやめや助成限度額を大幅に引き上げるよう指示があった。
- ・17年度末時点で交付必要総額が10億円超と見込んでおり、単年度での全額交付が困難な状況であるにも関わらず、制度の対象期限を19年度まで(担当案は18年度まで)とした。

*17年度中に措置申請された事業者の助成予定額 339,740千円。

*18年度中に措置申請された事業者の助成予定額 716,050千円。

*19年度中に措置申請された事業者の助成予定額 480,340千円。(雇用促進助成 9,700千円を除く)